

以上兩案を一括して議題とするに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めま

す。地方行政委員長増原恵吉君

【掲載】 「審査報告書は都合により追録に

離島振興法の一部を改正する法律

右の本院提出案をここに送付する。

衆議院議長 清瀬 一郎

參議院議長松野穂平殿

離島振興法の一部を改正する

律

離島振興法（昭和二十八年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「必要と認める

の下にこの地域の全部又は一部を加える。

第九条第五項中「十分の三・五

」を「十分の四以内」に改める。

第十一條第一項中「委員三十人

「委員三十一人以内」に改め

すつ繰り下げ、第二号の次に次

号を加える。

三 北海道開発事務次官

別表〔中三分の二〕を四分の二

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、
約一億円の見込みである。

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

右
地方自治法の一部を改正する法律
案
昭和三十六年四月十七日
内閣総理大臣 池田 勇人
地方自治法の一部を改正する法律
案
地方自治法の一部を改正する法律
案
第六条第二項中「又は所屬未定地」
を削る。
第七条第一項後段を削る。
第一章中第九条の二の次に次の三
条を加える。
第九条の三 公有水面のみに係る市
町村の境界変更は、第七条第一項
の規定にかかわらず、関係市町村
の同意を得て都道府県知事が当該
都道府県の議会の議決を経てこれ
を定め、直ちにその旨を自治大臣
に届け出なければならない。

公有水面のみに係る市町村の境
界に關し争論があるときは、第九
条第一項及び第二項の規定にかか
わらず、都道府県知事は、職權に
よりこれを第二百五十二条の規定
による調停に付し、又は当該調停
により市町村の境界が確定しない
とき、若しくはすべての関係市町
村の裁定することについての同意
があるときは、これを裁定するこ
とができる。

第一項若しくは第二項の規定に
よる公有水面のみに係る市町村の
境界変更又は前項の規定による公
有水面のみに係る市町村の境界の
裁定は、当該公有水面の埋立て
(干拓を含む。以下同じ。)が行な
われる場合においては、前三項の
規定にかかわらず、公有水面の埋
立てに関する法令により当該埋立て
の成功の認可又は通知がなされ
る時までこれをすることができ
る。

第一項から第三項までの同意に
ついては、関係のある普通地方公
共団体の議会の議決を経なければ
ならない。

第七条第六項及び第七項の規定
は第一項及び第二項の場合に、第
九条第三項、第五項から第八項ま
で、第九項前段及び第十項の規定
は第三項の場合にこれを準用す
るべき市町村を定めるため必要が
れるを定める。

第九条の四 自治大臣又は都道府県
知事は、公有水面の埋立てが行な
われる場合において、当該埋立て
により造成されるべき土地の所属
すべき市町村を定めるため必要が

あると認めるときは、できる限り
すみやかに、前二条に規定する措
置を講しなければならない。

第九条の五 市町村の区域内にあ
たに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を經てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。
前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示するとともに、大臣に報告しなければならない。

第九十三条第二項中「第二百五十一条第一項」を「第一百五十八条」と改める。

第一百条第二項ただし書中「勾引又は過料」を「過料、罰金、拘留又は勾引」に改める。

第一百二十七条第一項中「被選挙権を有しない者であるとき」の下に「又は第九十二条の二の規定に該当するとき」を、「その被選挙権の有無」の下に「又は同条の規定に該当するかどうか」を加える。

第一百四十三条第一項中「被選挙権を有しなくなつたとき」の下に「又は前条の規定に該当するとき」を、「その被選挙権の有無」の下に「又は同条の規定に該当するかどうか」を加える。

第一百六十六条に次の二項を加える。

普通地方公共団体の長は、副知事又は助役が前項において準用する第一百四十二条の規定に該当するときは、これを解職しなければならない。

第百六十八条に次の二項を加え
る。
出納長及び収入役が、前項において準用する第百四十二条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。
第百八十五条及び第六項の規定は、前項の場合にこれを準用する。
第百八十一条の五に次の二項を加える。
法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。
第百八十九条第五項及び第六項の規定は、前項の場合にこれを準用する。
第百八十四条第一項中「選挙権を有しなくなつたとき」の下に「又は第二百八十三条の五第六項の規定に該当するとき」と、「その選挙権の有無」の下に「又は同項の規定に該当するかどうか」を加える。
第一百九十二条第一項中「置くことができる」を「置く」に改める。
第二百五十二条の二第一項中「又は」を「若しくは」に、「國るため」を「國り、又は廣域にわたる総合的な計画を共同して作成するため」に改め、同条第二項中「國の事務の一部

について」を「國の事務の一部を共同して管理し及び執行するため」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、普通地方公共団体又は普通地方公共団体の長その他の執行機関の権限に属する事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

第二百五十二条の二に次の三項を加える。
公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては自治大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長その他の執行機関は、当該計画に基づいて、その事務を処理し、又はその権限に属する事務を管理し及び執行するようしなければならない。

普通地方公共団体の協議会は、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができ。第二百五十二条の四第三号を次のように改める。

三 協議会の管理し及び執行し、若しくは協議会において連絡調整を図る関係普通地方公共団体若しくは関係普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する事務又は協議会の作成する計画の項目

第二百五十二条の四中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号及び第九号を削り、同条に次の二項を加える。

普通地方公共団体の事務の一部又は普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、前項各号に掲げるもののほか、左に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

第二百五十二条の十四第三項中「第三項の規定は、」を「第三項本文の規定は」に、「場合に」を「場合に、同条第四項の規定は第一項の場合に」に改める。

第二百五十三条の六中「第二百五十二条の二」の下に「第一項から第三項まで」を加える。

第二百五十二条の七第三項中「第二百五十二条の六中「第二百五十二条の二」の下に「第一項から第三項まで」を加える。

第二百五十二条の十四第三項中「第三項の規定は、」を「第三項本文の規定は」に、「場合に」を「場合に、同条第四項の規定は第一項の場合に」に改める。

第二百五十三条を次のように改める。

第二百五十三条 市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十四条第一項から第四項まで、第二百八十六条及び第二百八十八条第二項の規定による処分は、これらの規定にかかる。

第一の八 四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

一の九 北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十一号）の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

一の十 中國地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十二号）の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

二十の三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第七百九十二号）の

物品若しくは財産の取得、管理及び処分又は營造物の設置、管理及び処分の方法

五 前各号に掲げるものを除くは、協議会と協議会を設ける関係普通地方公共団体との関係その他の協議会に關し必要な事項

第二十条の二 地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二号）の施行前に公有水面の埋立てに關する法令により埋立ての竣工の認可又は通知がなされている埋立地又は干拓地で、その編入すべき市町村について同法の施行の際現に爭論があり、同法による改正前の第七条第一項後段の規定による処分がなされていないものは、これを公有水面とみなして第九条の三第三項の規定を適用することができる。

別表第一第十八号中「及び」を「並びに」に改め、「設置し」の下に「身体障害者の取扱いの委託に要する費用を一時繰替え支弁し」と、「身体障害者更生援護施設」の下に「及び養成施設」を加える。

別表第一第十八号の二を第十八号の三とし、第十八号の次に次の二号を加える。

十八の二 精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の定めるところにより、精神薄弱者更生相談所を設置し、精神薄弱者の援護の委託に要する費用を一時繰替え支弁し、及び市町村の精神薄弱者援護施設の設置に要する費用の一部を負担すること。

別表第一第二十号中「育成医療」を「教育医療等」に改める。

別表第一第二十号の二中「現に児童を扶養している者」の下に「父母のない児童又は母子福祉團体」を加え、「生業資金」を「事業開始資金」に、「技能修得資金等」を「技能修得資金、就学資金等」に改め、同号の次に次の二号を加える。

四 協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の員の身分の取扱い

(二十六の三) 道路整備特別措置法
の定めるところにより、首都高速道路公団の作成する工事実施計画書に關し同意を與えること。
(二十六の四) 首都高速道路公団法
の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に關し協議すること。
とし、二十九の四を二十九の五とし、
の次に次のよう加える。
二十九の三 学校保健法の定める
ところにより、その設置する義務教育諸学校の児童又は生徒の
伝染性又は學習に支障を生ずる
おそれのある疾病的治療のため
の医療に要する費用について必
要な援助を行なうこと。
別表第三第一号(一)(三)の次に次の
よう加える。
(一) 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律
(昭和三十四年法律第十七号)
定めるところにより、工業等制
限区域内における制限施設の新
設の許可に関する事務を行な
い、制限施設を製造業又は学校
の用に供している者に対して制
限施設の使用制限を命じ、及び
職員をして工場又は学校に立入
検査させる等の事務を行なうこと。
(東京都知事に限る。)
別表第三第一号(三)を次のように改
める。

(二十六の五) 住宅地区改良法の定めるところにより、住宅地区改良事務を行なうこと。

別表第一第二号二十八中「設けること」を「設ける等べき地における教育の振興に関する事務を行なうこと」に改める。

(三) 消防法の定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所について、設置及び位置、構造又は設備の変更を許可し、完成検査を行ない、修理、改造、移転又は使用の停止を命じ、並びにこれらの人所有者等から資料の提出を求め、又は職員をしてこれらの場合に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、映写技術者の選任等の届出を受理し、並びに危険物取扱主任者及び映写技術者の試験を行ない、及び免状を交付する等の事務を行なうこと。

別表第三第一号三中の「日本国」とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍隊の地位に関する「置法」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日

する規定の実施に伴う土岸等の候補等に關する特別措置法」に改める。
別表第三第一号(三)の四中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国軍隊の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律」に改める。

別表第三第一号(十三)の次に次のように加える。
(十三の二) 調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、調理師の講習、試験、免許等に関する事務を行なうことを。
別表第三第一号(三十)中「いい獸処理場の設置者」を「いい獸処理場等の設置者」に改め、「並びに」を削り、「許可する」を「許可し、並びに動物の飼養又は収容のための施設の設置を許可する」に改める。
別表第三第一号(三十九)を次のよう改める。
(三十九) 藥事法(昭和三十五年法律第百四十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、薬局の開設、医薬品の販売業等の許可に関する事務を行なうことを。
別表第三第一号(三十九)を次のよう改める。

(三十九の二) 薬剤師法(昭和三十一年法律第百四十六号)の定めるところにより、薬剤師について免許の取消し又は業務の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申する等の事務を行なうこと。
別表第三第一号(四十二)中「許可に関する事務を行い」の下に「社会福祉法人から必要な報告を徴し、又は職員をして業務及び財産の状況を検査させ」を加える。
別表第三第一号(四十五)の次に次のように加える。
四十五の二 精神薄弱者福祉法の定めるところにより、精神薄弱者について、精神薄弱者援護施設に入所させ、又は援護を職親若しくは社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に委託する等福祉の措置を講ずること。
別表第三第一号(五十)中「身体に障害のある児童に対しても成医療の給付を行い」と「未熟児、身体に障害のある児童若しくは骨関節結核にかかる児童に対しても成医療の給付を行なう」と「成医療若しくは療育の給付を行なう」と「成医療等」に、「成医療若しくは療育の給付を受け」を「養育医療等の給付を受け」に改める。

昭和三十六年五月十九日 参議院会議録第二十七号 離島振興法の一部を改正する法律案外一件

(五十三) 国民健康保険法の定めるところにより、国民健康保険に関する市町村の条例の制定又は改廃について協議し、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会について、設立、解散等の認可に関する事務を行ない、解散、役員の改任等を命じ、及

別表第三第一号中五十五の五を五十五の七とし、五十五の四を五十五の五とし、五十五の五の次に次のように加える。

五十五の六 未帰還者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七号)及び
これに基づく政令の定めるところにより、未帰還者に係る民法(明治二
十九年法律第八十九号)第三十条の宣告の請求及び未帰還者の遺族に対
する弔慰料の支給に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号中「五十五の三」を「五十五の四」とし、同号「五十五の二」中「遺族年金」の下に「遺族給与金」を加え、同号中「五十五の二」を「五十五の三」とし、(五十五)の次に次のように加える。

(五十五)の二 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）及び

別表第三第一号五十七の三の次に
次のように加える。

五十七の四 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第二百六十九号）

する前に初診日があつた者に対する障害福祉年金の受給権の裁定を行ふ。國土三十二号に關する号)及びこれに基づく政令の定めることにより、退職金共済契約の解除、退職金の減額共済

（）
定を行ない、被保険年金に関する
証書の作成に関する事務を行な
い、被保険者からの申請に基づ
く等の事由の認定等に関する事務
を行なうこと。

き保険料の納付義務を免除し、
国民年金印紙の検認を行ない、
保険料の前納又は追納を承認
する。(支給者には合意書)
別表第三第一号五十八中「公共
職業補導所を設置し、及び經營し、
工場、事業場等が行う監督者の訓練
に付して技術専門士等」と別れる。

別表第三第二号(五十八中)「公共職業補導所」を設置し、及び經營し、工場、事業場等が行う監督者の訓練に対して技術援助を行い」を削る。

<p>別表第三第一号中五十九の二を 五十九の四とし、五十九の次に次の ように加える。</p> <p>(五十九の二) 身体障害者雇用促進法の定めるところにより、市町村の任命権者の作成する身体障害者又は重度障害者の採用に関する計画及びその実施状況の通報を受理し、並びにその適正な実施に関する事項を勧告すること。</p> <p>(五十九の三) 職業訓練法及びこれに基づく政令の定めるところにより、職業訓練の実施に関する基本的な計画を定め、職業訓練指導員の免許及び技能検定に関する事務を行ない、事業内職業訓練について基準に適合するものを見定し、認定職業訓練を行なう事業主から必要な報告を求め、並びに関係事業主の団体に対しても職業訓練の実施又は改善を勧告する等の事務を行なうこと。</p> <p>(六十一の七) 北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法(昭和三十四年法律第九十一号)の定めることにより、當農改善資金の貸付を受けようとする者等に対する當農改善計画の作成又は</p>	<p>別表第三第一号中八十九の二を八十九の三とし、八十九の次に次のように加える。</p> <p>(八十九の二) 漁業協同組合整備促進法(昭和三十五年法律第六十号)の定めるところにより、整備計画の認定に関する事務を行ない、整備計画の樹立及び変更並びに実施に関する助言をして、並びに漁業協同組合に対しても合併についての協議をすべき旨の勧告をする等の事務を行なうこと。</p> <p>別表第三第一号(九十中「これに基く政令の定めるところにより」の下に「加入区を指定し、及びその指定を変更し、指定漁船所有者の付保義務の発生の公示等に関する</p>
<p>達成について必要な指導を行なうこと。(北海道知事に限る。)</p> <p>別表第三第一号中七十三の四を 七十三の五とし、七十三の三の次に次のように加える。</p>	<p>別表第三第一号中八十九の二を八十九の三とし、八十九の次に次のように加える。</p>

(七十三) 酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)の定めるところにより、酪農事業施設の設置及び変更の承認等に與する事務を行ない、市町村に対して酪農經營改善計画の作成及び変更について助言、勧告その他の援助を行ない、生乳等取引契約に係る紛争についてあつせん又は調停を行ない、並びに牛乳又は乳製品の生産者等から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三第一号ハ八十七中「又は特獵登録に関する事務を行ひ」を「に開する事務を行ない、狩獵免許を受けようとする者に対する講習会を開催し」に改める。

(九十三の五) 工場排水等の規制に
関する法律(昭和三十三年法律
第百八十二号)及びこれに基づく政
令の定めるところにより、

に對して業務の停止等の処分を
し、及び商工会から必要な報告
を求め、又は職員をして事務所
に立入検査をさせる等監督上必
要な措置を講ずること。

特定施設の設置又は変更等の届
出を受理し、及び汚水等の処理
の方法に関する計画の変更等を

命じ、工場排水等を指定水域に
排出する者に対して汚水等の処理
の方法の改善、特定施設の使
用の停止その他必要な措置を命
じ、並びに特定施設を設置して
いる者から必要な報告を求め、
又は職員をして工場等に立入検
査させる等監督上必要な措置を
講ずること。

別表第三第一号(九十五中「許可に
關する事務を行ひ」の下に)、「製造業
者等について、保安教育計画等の認
可に關する事務を行ない、及び火薬
類取扱保安責任者等の解任を命じ、
消費者について保安教育計画を定め
るべき者を指定し」を加える。

別表第三第一号(九十五中「許可に
關する事務を行ひ」の下に)、「計量器
の検査を実施し、並びに」、「計量器
の取締上」を「適正な計量の確保上」
に改める。

係る損害の賠償について、紛争
のあつせん、供託すべき保証金
の額の決定、権利の実行の申立
の審査等の事務を行ない、並
びに登録の取消し等の処分に対
する異議の申立てを決定するこ
と。

(昭和三十三年法律第三十号)
三十一年法律第三十号)の
定めるところにより、地すべり
防止工事基本計画を作成し、主
務大臣又は都道府県知事以外の
者が施行する地すべり防止工事
に關する設計及び実施計画を承
認し、地すべり防止区域内にお
ける地下水の誘致行為及びば
た山崩壊区域内における立木竹
の伐採等の許可に關する事務を
行ない、地すべり防止施設の管
理者等に対しても、改良、補修等
を命じ、並びに地すべり防止施
設の管理者から必要な報告若し
くは資料の提出を求め、又は職
員をして地すべり防止施設に立
入検査させる等監督上必要な措
置を講じ、並びに地すべりによ
り著しい危険が切迫していると
き居住者に立退きを指示する等
地すべり防止工事又はばた山崩
壊防止工事の施行その他の地すべ
り防止区域又はばた山崩壊防止
区域の管理に關する事務を行な
うこと。

(百十七の二) 下水道法及びこれに
基づく政令の定めるところによ
り、公共下水道の事業計画の認
可に關する事務を行ない、公共
下水道管理者又は都市下水路管
理者に対して公共下水道又は都
市下水路の改善等を命じ、及び
これらの者から必要な報告を求
める等監督上必要な措置を講ず
ること。

(百十七の三) 別表第三第一号百
(百二十の二) の次に
次のように加える。

(百二十の三) 別表第三第一号百
(百二十の二) の次に
次のように加える。

(百二十の四) 別表第三第一号百
(百二十の三) の次に
次のように加える。

(百二十の五) 別表第三第一号百
(百二十の四) の次に
次のように加える。

(百二十の六) 別表第三第一号百
(百二十の五) の次に
次のように加える。

(百二十の七) 別表第三第一号百
(百二十の六) の次に
次のように加える。

(百二十の八) 別表第三第一号百
(百二十の七) の次に
次のように加える。

(百二十の九) 別表第三第一号百
(百二十の八) の次に
次のように加える。

(百二十の十) 別表第三第一号百
(百二十の九) の次に
次のように加える。

(百二十の十一) 別表第三第一号百
(百二十の十) の次に
次のように加える。

(百二十の十二) 別表第三第一号百
(百二十の十一) の次に
次のように加える。

(百二十の十三) 別表第三第一号百
(百二十の十二) の次に
次のように加える。

(百二十の十四) 別表第三第一号百
(百二十の十三) の次に
次のように加える。

(百二十の十五) 別表第三第一号百
(百二十の十四) の次に
次のように加える。

(百二十の十六) 別表第三第一号百
(百二十の十五) の次に
次のように加える。

年賦均等償還、油送船に係る融資にあつては元本三年間据置き八年間半年賦均等償還の条件で償還するものとした場合における計算上の融資残高をこえるときは、その計算上の融資残高を同項の融資残高とする。

(利子額)

第五条 日本開発銀行は、利子補給契約により政府から利子補給金の支給を受けるときは、当該融資契約により受ける利子額を当該融資契約上の利子額から利子補給金に相当する額だけ差し引いたものとしなければならない。

(外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の適用等)

第六条 利子補給契約に係る融資を受けた会社については、これを外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法(昭和二十八年法律第一号)第六条の規定による利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けた会社とみなして、同法第十二条から第十八条まで及び第二十三条の規定を適用する。

2 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法第二十二条の規定は、日本開発銀行がこの法律又は利子補給契約に違反した場合について準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。政府が利子補給契約を結ぶことができるものは、昭和三十九年三月三十日までとする。

○天埜良吉君登壇、拍手】
した日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法について、運輸委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、この法案の要旨でありますと、政府の説明するところによりますと、わが国海運の国際競争力を強化するためには、造船融資について、割高な金利負担を国際水準並みに軽減することが必要なので、市中金融機関のみならず、開発銀行に対しても利子補給を行なおうとするものであります。この場合、政府は、輸出船に対する輸入銀行の低金利と開銀金利とのバランスの是正をも考慮に入れて提案したものと説明しております。

本法案の内容は、本年度以降三年間、すなわち昭和三十八年度計画造船までの開銀融資に限って、最初の融資後五年間、開銀金利と年五分との差の上利益を計上した場合には、市中金融機関に対する利子補給を行なおうとするものであります。この利益を計上した場合には、市中金利と年五分との差の範囲内で利子補給を行なうとするものであります。そこで、運輸委員会におきましては、大蔵委員会との連合審査を行なって、開発銀行当局の意見をも聴取し、審議の慎重を行なつたのであります。質疑におきましては、造船利子補給に関する從来の経緯、海運会社の経理状況、輸出船金利における低金利と開銀金利との調整、専用船の建造、海運国際収支、船腹需要に見合った船腹の整備、所得倍

増計画における船腹拡充の経済効果、利子補給のみならず、造船用鋼材価格の引き下げ、税制改正等による多角的な海運企業強化施策の実施等につきまして、慎重な審議が行なわれたのであります。詳細は会議録で御承知を願います。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長松村秀逸君。

【審査報告書は都合により追録に掲載】

「審査報告書は都合により追録に

正する法律案」

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改めて、国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年五月十二日
衆議院議長 松野鶴平殿

参議院議長 松野鶴平殿

○議長(松野鶴平君) 正する法律案

訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を改正する。

第三条中「二百三十円」を「三百円」に改める。

第四条第四項中「百二十円」を「二百円」に、「二百七十円」を「三百五十円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前に要した費用について、なお從前の例による。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 「賛成者起立」

本案全部を問題に供します。本案に

ければ、これより採決をいたします。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

さて、採決に入りましたところ、本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。まことに附帯決議案につきましても、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本件全部を問題に供します。本案に

ければ、これより採決をいたします。

五月十八日、質疑を終了して討論に入りましたところ、自由民主党を代表して井川委員から、次のような附帯決議を付して政府原案に賛成する旨の意見が述べられました。附帯決議の内容は、「一、証人等の日当は、なお低きに失するものと思考せられるので、政府は、来年度予算においてこれが増額について善処すべきである。二、執行吏制度についても、政府は、これを改善するよう再検討することを要望する。」

つきで善処すべきである。二、執行吏制度についても、政府は、これを改善するよう再検討することを要望する。」

かかるて討論を終了し、政府原案及び附帯決議案につき、それぞれ採決いた

第九条

第九条 通商産業大臣及び当該特定

工場に係る事業を所管する大臣は、第六条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項が次の各号の一に該当するときは、工場立地調査審議会の意見をきいて、その届出をし

所に關し必要な事項について勧告をすることができる。

二 特定工場の設置をしようとする地域の自然条件又は立地条件からみて、当該場所を当該特定工場に係る業種の用に供することとするよりも他の業種の製造業等の用に供することとすることが国民经济上きわめて適切なものであると認められるとき。前項の勧告は、第六条第一項の規定による届出のあつた日から六十日以内にしなければならない。

(報告)
第十条 通商産業大臣は、第二条第一項の調査を適正にするため必要があるときは、政令で定めるところにより、事業者に対し、その業務に關し報告をさせることができることとする。

し、当該特定工場の設置に関する報告をさせる」とがである。

(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)
この法律の施行の際に特定工場の設置のための工事をしている者及びこの法律の施行の日から十日を経過する日までに特定工場の設置のための工事を開始する者は、第六条第一項の規定については、第六条第一項の規定は、適用しない。

(最前商業省議會の一部改正)
3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

〔劍木亨弘君登壇、拍手〕

現行法は、工場立地の適正化に資する規定を充実する方針である。たゞいま問題となつてゐる工場立地の調査等に関する法律の全部を改正する法律案について、商工省議会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

、そのため、工場適地の調査及び工場設置を國する助言を行なうことを目的とした
、昨年成立したものでござります。
、最近における工場立地の動向を自ら見ますと、なお、特定の地域に対する過
集中等、工業の円滑な发展にとってましくない事態も見受けられますので、その改善のために本改正案が提案
られたわけでござります。

法律の一部を改正する法律案 製造

す。よつて本案は可決せられました。

六六二
部を
製造たばこの定価の決定又は改定
に關する法律の一部を改正する法
律案

○議長(松野鶴平君) 日程第八、製
たばこの定価の決定又は改定に關す
法律の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)を議題といたし
す。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

「審査報告書は都合により追録
掲載」

参議院議長 松野鶴平殿
外務院議長 清浦一郎

製造たばこの定価の決定又は
製造たばこの定価の決定又は改
正号の一部を次のように改正す

に関する法律の一部を改正する法
西する法律（昭和二十三年法律第八十

本則第一項の日本専売公社製造たばこ価格表

			長さ 太さ 一トトル	一二五ミリ メートル	一二五ミリ メートル
同	中央部の外周	一二八ミリメートル	五五ミリメートル	マニラ葉 を主原料 とした中 級品	マニラ葉 を主原料 とした中 級品
同	中央部の外周	一二五ミリメートル	一トトル	五本	五本
同	中央部の外周	四七ミリメートル	ハバナ葉を主原料 とした上級品	一五〇円	一五〇円
同	マニラ葉を主原料 とした中級品	マニラ葉及びハバ ナ葉を主原料とし た中級品	ハバナ葉を主原料 とした上級品	葉巻たばこ グロリア	葉巻たばこ グロリア
同	五本	五本	五本	九〇〇円	九〇〇円
同	五本	五本	二五〇円	アストリア	アストリア
同	一五〇円	一五〇円	一五〇円	パンドール	パンドール

昭和三十六年五月十九日 参議院会議録第二十七号 郵便法の一部を改正する法律案

(小字及び
は衆議院修正)

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法(昭和二十二年法律第六百六十五号)の一部を次のように改正する。

郵便法(昭和二十二年法律第六百六十五号)の一部を改正する法律案

郵便法(昭和二十二年法律第六百六十五号)の一部を次のように改正する。

留の郵便物としなければならぬ。

第十九条の二(郵便葉書等の無償交付)

郵政大臣は、天災その他の非常の災害があつた場合において、必要があると認めるときは、当該災害地の被災者(法人を除く)に対し、省令の定めるところにより、料額印面のついた郵便葉書及び郵便切手づきの通信用紙を無償で交付することができる。

郵政大臣は、前項の省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第二十二条第二項中「十二月十五日から翌年一月十日までの間に」を削る。

第二十三条第四項中「四円」を「六円」に改め、「充さばき人から」の下に「省令の定めるところにより」を加え、「一円」を「二円」に改め、同条第六項中「前項」を「第一項」に改め、同条第五項を削る。

第二十五条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第二十六条第一項中「百グラム」を「五十グラム」に、「八円」を「十円」に改める。

第二十七条の二中「五円」を「重量五十グラム又はその端数ごとに八円」に改め、同条第一号中「同一市町村内(京都府、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市にあつては同一区内)」を「京都市、大阪市、横浜市、神戸市若しくは名古屋市の同一区内」に改め、同条第三号中「同一内容の申立の際、前条の認可を受けた者はその認可を受けた後すみやかに、省令で定める額の料金を納付しなければならない。

第二十六条第一項中第五号を第六号とし、第二号及び第四号を「一号すつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

第二十七条の二中「百通」の下に「(都の同一区内又は第一号に規定する市)の同一区内のみにおいて発着するものにあつては、二百通」を加え、同号を同条第四号とし、同条四項の規定を適用する。

第二十八条第一項各号列記以外の

郵便物として差し出すときは、書

三、盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、省令の定めることを目的とする施設(郵政大臣の指定するものに限り)から差し出し、又はこれらを増進することを目的とする施設にあてて差し出されるもの。

第二十六条第二項中「第四種郵便物」の下に「前項第二号及び第三号に掲げるものを除く。」を加え、同

第二十七条の二中「第三号から三号から第五号まで」を「第四号から第六号まで」に改め、同号を同項第二号とし、同条に次の二項を加え。

第四種郵便物で第一項第二号及び第三号に掲げるものは、無料とする。

第二十七条の二中「百グラム」を「五十グラム」に、「八円」を「十円」に改める。

第二十七条の二中「五円」を「十円」に改め、「及び郵便葉書」を「通常郵便物」に改め、「省令の定めるところにより」の下に「数算」差出有効期間その他の事項を定めて、これをその差出有効期間に改め、「あらたな住所」を「前項の届出に係る住所」に改め、同条第三項中「三十一年内に限り、これをその届出に係る住所」に改め、同条第一号中「あらたな住所」を「前項の届出に係る住所」に改め、同条第三項中「三十一年内に限り、これをその届出に係る住所」に改め、同条第一号中「五円」を「同項第一号に掲げる額」に改める。

第四十八条 削除

第四十九条を削り、第五十条第二項から第四項までを削り、同条を第四十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五十条(取集料及び使用料) 第四

第十七条の規定により郵便差出箱を私設する者は、前条の郵便私書箱を使用する者は、省令で定める額の私設郵便差出箱の取集料又は郵便私書箱の使用料を省令の定めるところにより納付しなければならない。

第五十三条第一項各号列記以外の

郵便物として差し出すときは、書

三、大きさが、長さ二十七センチメートル、幅二十七センチメートルをこえないものである。

第三十一条(料金) 小包郵便物の料金は、郵便事業に係る原価、小包郵便物に係る役務の提供に要する費用、日本国有鉄道の小口扱貨物運賃、物価その他の経済事情を参考して、政令で定める。

第三十二条第四項を次のように改める。

第三十二条第二項を次のように改める。

第三十三条第一項中「第二十七条

料又は取りもどし料を納付しなければならない。

第四十四条第一項中「第二十七条の二に規定する」を削り、「あらたな住所又は居所が判明しているときは、これをそのあらたな住所を「そ

のに規定する」ときは、その届出の日から一年以内に限り、これをその届出に係る住所」に改め、同条第二項第一号中「あらたな住所」を「前項の届出に係る住所」に改め、同条第三項中「三十一年内に限り、これをその届出に係る住所」に改め、同条第一号中「五円」を「同項第一号に掲げる額」に改め、同条第二項第一号中「三十一

年内に限り、これをその届出に係る住所」に改め、同条第三項中「三十一年内に限り、これをその届出に係る住所」に改め、同条第一号中「五円」を「同項第一号に掲げる額」に改め、同条第二項第一号中「三十一

第三十四条を次のように改める。

第四十三条第二項を次のように改める。

前項の場合には、その請求人

は、省令で定める額のあて名変更

料又は取りもどし料を納付しなければならない。

第四十四条第一項中「第二十七条

の二に規定する」ときは、その届出人

は、省令で定める額のあて名変更

料又は取りもどし料を納付しなければならない。

第五十三条第一項各号列記以外の

郵便物として差し出すときは、書

第三十四条を次のように改める。

第四十五条第一項中「第二十七条

の二に規定する」ときは、その届出人

は、省令で定める額のあて名変更

料又は取りもどし料を納付しなければならない。

第五十三条第一項各号列記以外の

郵便物として差し出すときは、書

第三十四条を次のように改める。

第四十六条第一項中「第二十七条

の二に規定する」ときは、その届出人

は、省令で定める額のあて名変更

料又は取りもどし料を納付しなければならない。

く。」を加え、同項第一号中「通常郵便物」の下に「市内特別郵便物を除く。」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項第一号として次の二号を加える。

一 市内特別郵便物

当該郵便物を市内特別郵便物として差し出す場合の料金と市内特別郵便物として差し出す場合の料金との差額に相当する額（書留としたものにあつては、その額に当該郵便物の書留料を加算した額）の料金

第五十三条第二項中「三十五円」を「同項第一号に掲げる額」に改める。

第五十五条の次に次の二条を加える。

第五十五条の二（高層建築物に係る郵便受箱の設置）階数が三以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅、事務所又は事業所の用に供する建築物で省令で定めるものには、省令の定めるところによつて、省令の定めるところによつては、その建築物の出入口又はその附近に郵便受箱を設置するものとする。

第五十八条第四項中「前項の場合において、その物の評価が困難なため」を「前項の場合において」に改め、同条第五項第一号中「三十五円」を「通常郵便物にあつては四十円、小包郵便物にあつてはその額を参照して政令で定める額」に改め、同項第二号中「千円をこえる二千円」を「通常郵便物にあつては千円をこえ一千円に、「算出した金額を三十円に加えた金額」を「算出した額を八十四円」に改める。

第六十六条第三項中「五十円」を別表を削る。

四十円に加えた額、小包郵便物についてはその額を参照して政令で定めることに改める。

第六十条第三項中「二十五円」を「三十円」とし、「五十円とする」を「三十円とする」に改め、「五十円とする」を「その額を参照して政令で定める」に改める。

第六十一条第三項中「五十円」とする」を「通常郵便物にあつては六十円」とし、小包郵便物にあつてはその額を参照して政令で定めるに改める。

第六十二条第四項中「五十円」とし、前項の規定による取扱をするときは、二十五円を増す」を「通常郵便物にあつては六十円（前項の規定による取扱いをするときは、九十円）とし、小包郵便物にあつてはその額を参照して政令で定めるに改める。

第六十三条第三項中「五十四円」を「六十四円」に、「二十五円」を「三十円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第六十四条第三項中「五十円」とし、前項の規定による取扱いをするときは、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定める。

第六十五条の二（賃本の閲覧）内容証明の取扱いをした通常郵便物の差出人は、その通常郵便物の内容たる文書の賃本の閲覧を請求することができる。

前項の場合には、その請求人は、省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第六十六条第三項中「五十円」とし、小包郵便物にあつては六十円を「通常郵便物にあつては四十円、小包郵便物にあつてはその額を参照して政令で定める額」に改め、同項第二号中「千円をこえる二千円」を「通常郵便物にあつては千円をこえ一千円に、「算出した金額を三十円に加えた金額」を「算出した額を八十四円」に改める。

（施行期日）
1 この法律は、昭和三十六年六月一日から施行する。
（既存建築物等についての特例）
2 改正後の第五十五条の二の規定は、この法律の施行の際現に存する建築物及びこの法律の施行後ゆん工する建築物での法律の施行の際現に新築の工事が施行されているものについては、当分の間、適用しない。
（郵便受箱の時価よりも低い対価による譲渡）
3 国は、この法律の施行後三年内に限り、改正後の第五十五条の二に規定する建築物の所有者又は使用者に対し、その必要とする郵便受箱を時価よりも低い対価で譲り渡すことができる。
4 前項の規定による譲渡しに関し必要な事項は、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定める。（経過規定）
5 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前に改正前の第三十二条の二第一項の承認を受けた郵便料金はその受取人において支払うべき旨の文言及び郵政省の承認番号を表示したものと封筒に記載の内容といたしましては、国民生活に最も影響の大きい手紙と葉書については値上げを行なわず、通信費の増加も考慮する必要がありますので、この際、郵便料金についての調整を行ない、事業収支の健全化をはかるとするものであります。

7 この法律の施行前に郵便差出箱を私設している者又は郵便私書箱を使用している者が、この法律の施行前に、改正前の第四十九条（改正前の第五十条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりこの法律の施行の日を含む期間（一年に満たない期間を限り設置する私設郵便差出箱又は郵便私書箱について、その日を含む期間分）として改正前の第四十八条第一項又は第五十条第二項の取集料又は使用料を納付しているときは、その者のその期分又はその期間分の取集料又は使用料については、なお従前の例による。

8 市内特別郵便物以外の郵便物については、この法律の施行の日から起算して一年内に差し出されるものに付した郵便法の一部を改正する法律案に

間の記載がなくても、同条の取扱いをする。

7 この法律の施行の際現に改正前の第三十四条第一項の承認を受けている者は、当該承認に係る有効期間内に限り、その承認に係る記号を郵便切手その他郵便に関する料金をあらわす記号に施してこれを使用することができる。

8 市内特別郵便物以外の郵便物については、この法律の施行の日から起算して一年内に限り、受取人の住所又は居所の変更につき改正後の第四十四条第一項の届出がなされた場合でも、そのあらたな住所又は居所が判明しているときは、同条の規定により転送の取扱いをする。

9 この法律の施行の際現に郵便差出箱を私設している者又は郵便私書箱を使用している者が、この法律の施行前に、改正前の第四十九条（改正前の第五十条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりこの法律の施行の日を含む期間（一年に満たない期間を限り設置する私設郵便差出箱又は郵便私書箱について、その日を含む期間分）として改正前の第四十八条第一項又は第五十条第二項の取集料又は使用料を納付しているときは、その者のその期分又はその期間分の取集料又は使用料については、なお従前の例による。

（附則）
1 この法律は、昭和三十六年六月一日から施行する。
（既存建築物等についての特例）
2 改正後の第五十五条の二の規定は、この法律の施行の際現に存する建築物及びこの法律の施行後ゆん工する建築物での法律の施行の際現に新築の工事が施行されているものについては、当分の間、適用しない。
（郵便受箱の時価よりも低い対価による譲渡）
3 国は、この法律の施行後三年内に限り、改正後の第五十五条の二に規定する建築物の所有者又は使用者に対し、その必要とする郵便受箱を時価よりも低い対価で譲り渡すことができる。
4 前項の規定による譲渡しに関し必要な事項は、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定める。（経過規定）
5 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前に改正前の第三十二条の二第一項の承認を受けた郵便料金はその受取人において支払うべき旨の文言及び郵政省の承認番号を表示したものと封筒に記載の内容といたしましては、国民生活に最も影響の大きい手紙と葉書については値上げを行なわず、通信費の増加も考慮する必要がありますので、この際、郵便料金についての調整を行ない、事業収支の健全化をはかるとするものであります。

7 この法律の施行前に郵便差出箱を私設している者又は郵便私書箱を使用している者が、この法律の施行前に、改正前の第四十九条（改正前の第五十条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりこの法律の施行の日を含む期間（一年に満たない期間を限り設置する私設郵便差出箱又は郵便私書箱について、その日を含む期間分）として改正前の第四十八条第一項又は第五十条第二項の取集料又は使用料を納付しているときは、その者のその期分又はその期間分の取集料又は使用料については、なお従前の例による。

8 市内特別郵便物以外の郵便物については、この法律の施行の日から起算して一年内に差し出されるものに付した郵便法の一部を改正する法律案に

並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、郵便事業の運営に要する財源を確保するため、郵便に関する料金について必要な調整を行なうとともに、事業の合理的な運営とサービスの改善のため、所要の改正を行なうとするものであります。

まず、郵便に関する料金について申しますと、現行の郵便料金は、昭和二十六年の改正以来、昭和二十八年に小包料金の値上げをしたほか、約十

年間そのまま据え置かれてきたものであります。近年、郵便物、特に原価を償わない低料金のものが激増し、その処理要員の大額な増加及び賃金の上昇、局舎施設の拡充等のため、事業財政はきわめて苦しくなって参り、昭和三十六年度以降には相当の赤字が予想されるに至りました。また、国民の通信需要に対応するサービスの向上、業務の正常な運行、事業の近代化等のための経費の増加も考慮する必要がありますので、この際、郵便料金についての調整を行ない、事業収支の健全化をはかるとするものであります。

料金調整の内容といたしましては、教育用や農産物等の郵便物は据え置きとし、また、盲人用点字等の郵便物は無料とすることとし、料金を値上げいたしますのは、従来著しく低料金であつた新聞等の定期刊行物を内容とする第三種郵便物、及び、いわゆるダイレクト・メール等に利用されている第

五種郵便物であります。すなわち、第三種郵便物におきましては、従来一円でありましたものを二円に、従来四円

五種郵便物におきましては、従来百グラムまで八円であつたものを五十グラムに引きさみにして十円に改めようとするものであります。小包郵便物の送達及び郵便事業の原価、国鉄小口扱い貨物運賃等、他の運送業における料金、物価その他の経済事情を参考して、これを政令で定めようとするものであります。

次には、高層建築物に対する郵便配達上の困難を救済するため、三階建以上もので特に困難なものについて、一階出入口附近に郵便受箱を設置するよう国民の協力を得ようといたしております。

以上のはか、現金その他の貴重品は、書留としなければ郵便物にできないこととしたこと等であります。

通信委員会におきましては、郵政当局並びに参考人の意見を聴取する等、慎重に審議いたしましたが、その質疑のおもなるものは、今回の料金改定の根本のねらいはどこにあるのか。激増する三種以下の低い料金扱いのものに対する考え方を改むべきではないか。郵便事業を独立採算とするとの適否。料金改定の数字的根拠、特に原価との関係。増収分の使途及びこの程度の料金改定で今後何年やつていけるか。今後は郵便の選配がないように確約できるか。郵便事業長期計画実施の可能性等であります。その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して光村委員より反対、自由民主党を代表して

手島委員より賛成、参議院同志会の奥委員より反対の意見が述べられ、引き続いて採決いたしましたところ、多數をもつて衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野謙平君) 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。光村甚助君。

〔光村甚助君登壇、拍手〕

○光村甚助君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論をするものであります。

本改正案は、郵便料金の値上げを中心とする内容とするものでありまして、その提案の理由を聞きますと、郵便の利用形態の変化、人件費の増高等などによつて、昭和三十六年度以降郵便事業の財政が相当な赤字を生ずることが明らかになつたので、これを補正するとともに、サービスの改善及び事業の近代化をはかるため必要な財源を確保するやむを得ない措置であるというのであります。三種以下の郵便物及び小包郵便物など、原価を大きく割つていている郵便物が激増の傾向を示しているのはすでに数年来のことですあります。また、主として人の力によって運営せられてゐる郵便事業が、人件費の膨張を伴うことは自明の理であります。これらの事情の圧迫が経営の安定を阻害しないように、その推移に留意して、隨時適正な方策を講ずることは、政府の当然の責任であります。しかるに政府は、なうことは行き詰まりの責任を利用者に転嫁するものであります。断じ

て許すことのできない暴挙であります。(拍手) 申すまでもなく、公共料金の値上げは慎重でなければなりません。政府もまたしばしば値上げの意図のないこととを言明しているにもかかわらず、さきには国鉄運賃を引き上げ、今日また郵便料金の値上げをいたそらとしているものであります。政府は、これらの値上げは国民生活にほとんど影響を与えないといふのであります。たゞそれまでかであっても、政府が率先して公共料金を引き上げることは、今日ほんはいとして起こっている値上げムードをますます刺激し、さなぎだに脅威している物価上昇に拍車をかけることは明らかであります。また、電力、私鉄、ガス、水道など一連の公共事業が値上げを待機している現状において、政府事業の値上げを先行することがいかに危険であるかは言を待たないところであります。世に、政府の所得倍増計画を物価値上げ倍増計画と非難するゆえんも、この無反省なる値上げ政策にあるのであります。私は政府の猛省を促さんとするものであります。

統いて、本改正案の具体的な内容について、その矛盾と無計画とを指摘し、さらに反対の理由を明らかにいたしたいと思うであります。

郵便事業は、独立採算制のもとに、都市と僻地との区別なしに、あまねく同質のサービスを提供するものであります。その作業はほとんど人力によつて行なわれ、機械化の範囲がきづめて狭く限られる特質を持っているものであります。人件費は従来おむね事業費の八〇%を占め、その多少は直ちに事業の消長を左右し、常に独立採

算を看かしているのであります。値上げはいつもこの理由によつて行なわれてゐるのであります。今回もその例に漏れません。事業の赤字は常に人件費の膨張が原因であり、料金の引き上げは常に人件費の調達を主眼とするもので、幾たびとなくこの悪循環を繰り返しているのであります。従つて、郵便事業の業態は十年一日のごとくとどまつて動かず、旧態依然としておりります。政府は、すみやかにこの悪循環を断ち切る方途を講ぜねばなりません。現行料金は昭和二十六年改正せられたのであります。政府は、今日まで十一年間値上げを行なわないので、もつぱら事業の合理化、增收対策の推進によつて收支の均衡を維持し、事業の運営を続けてきたと言つております。さもも合理的の改正であつたがごとく誇示しているのであります。が、一休、事業の合理化とは何をしたのか。具体的実績は何をしたのか。具体的存しないのであります。また、增收対策とはいかかる方策を実施したか。もとより何ら見るべきものはありません。もし真に政府の言うごとく具体的な施策があつたとすれば、今日見るがときサービスの後退はなかつたであります。ましよう、通信量が増大したのは經濟の伸長と国民生活の向上に伴つて起つた反射的現象であつて、政府当局の積極的努力や施策によつて生じたものではありません。このことは、過去十二年間ににおける郵便の財政運営の状況を一見すれば明らかであります。郵便物の增加に対する処理要員の確保ができるなかつたのみならず、定期昇給の原資や経常費の支出にさえ事を欠く窮状であります。ましてや、サービスの改善、局舎の整備など、事業運営の根本

条件の解決に至ってはほとんど一指も染めていないのであります。かように、二十六年の値上げは、辛うじて人件費をまかなつてきたというにすぎないのでありまして、長期計画を遂行する財政安定を企図するものではなかつたことを立証いたして、いるのであります。思うに郵便事業は、各種公共事業中最も復興がおくれて、いる事業であります。たとえばサービスにおいてみましても、郵便物の配達回数は戦前に比較してむしろ減少しております。特に、最近の遅配の慢性化は、郵便が創始せられた九十年の昔にあと戻りしたといつても過言ではありません。郵便と同様の電話事業のめざましい成長発展には比べべくもありませんが、とかく経営難を伝えられている国鉄でさえ、すでに早く復興を終え、格段の改善が行なわれていることは、国民のひとしく認めるところであります。ただひとり郵便事業は、貴重な復興期を何らかとこなく過ごしたのであります。私は当局の怠慢を責めざるを得ないであります。

かよるな観点からすれば、郵便事業は厳格なる独立採算の採用は事実上困難であります。私は、この指摘をとらぬ限り、郵便事業の積極的経営はできがたいと思うのであります。政府がこの明白な事実を顧みないで、べきものであります。私は、この指摘をとらぬ限り、郵便事業の積極的経営はできがたいと思うのであります。政府がこの明白な事実を顧みないので、あくまで独立採算を既定の原則として固守いたそととする態度を私は理解することができないであります。政府は、今回の値上げについて、郵政審議会が郵便事業の企業的経営の確立を目指す方針として答申した三つの方針は、第一、料金の調整は長期安定をはかるよう配意する。第二、政策低料金の決定にあたっては、原則として直接費をもとによう考慮する。第三、封書及びはがきの料金は引き上げないといでのあります。この三方針に基づく値上げ案により五ヵ年計画を策定し、十六年度以降四十年度に至る経営の安定をはかるものとして、三十六年四月一日より実施を決定したのであります。しかるにここに提案せられた改正案は、この方針を放棄し、はなはだしくその内容を改変しております。すなわち、政府が改正の重点とした三種はか各種の料金の値下げ率は引き下げられ、ひいて各年度の增收見積りは相当低くなっています。私が最も奇怪なのは、さきには、審議会の答申案によらなければ、長期の安定はできないと言つて、強く世論に訴えたにもかかわらず、あとは、この後退案によつても、なお長期間経営ができるといつてあります。

す。いざれかまことであるか、国民を愚弄するもはなはだしいと言わねばなりません。（拍手）政府の改正意図はもろくも粉砕せられたということを嘆任を遺憾なく暴露したのであります。聞くところによりますと、これらの料金の決定については、まさに強力な圧迫があり、政府の改正意図はもろくも粉砕せられたということを嘆任を遺憾としているものであります。この種の料金は、社会、経済、文化の振興という国策を遂行するため、政府が明治三十三年以来伝統的にとつべきた低料金主義によるもので、今回もまたその政策を踏襲したものであります。いかに公共料金といえども、一円とか二円とかといふ料金は、物価の現状から見れば常識をこえたものといふべきであります。が、独立採算堅持の建前のもとに、あえて政策的低料金を認めなるならば、企業に課した公共負担は國家が企業に対し補償するのが理の当然でないかと思います。特に収益力の弱い郵便事業においてはますますその必要性が強いのであります。このように、直接原価を割る極端な低料金政策の犠牲を企業に押しつけることは、はなはだしい不合理と言わねばなりません。政府はこの自明の理に目をおおらかに、事業の総収入においてこれらの赤字を解消すると強弁しておりますが、従来辛うじて赤字をカバーしてきた封書はがきの料金は据え置きでありますから、今後ますます増大する低料金便物の赤字をカバーすることは、どうして不可能であります。政府が提案の理由において述べたように、最近にお

ける郵便物の増加状況は異例の現象を呈しております。そもそも郵便事業の本命は信書の送達でありますて、おおむね封書、はがきの増加率が大きくなりました。ところが数年来この関係が逆転した結果、郵便の経営は大きくゆすられたのであります。にもかわらず、公共負担の補償も行なわず、赤字の原因の摘除も回避しているのであります。政府は一体、いかにして独立採算を維持し、経営の安定をはかるうとするのでありますようか。はたせるかな、去る三月末の公労委の仲裁裁定によつて、早くも破綻のきさしを見せたのであります。新予算が成立のとたんに、四十八億円の補正を必要とする羽目になつたのであります。ろくなした政府は、与党に頼み込んで、本改正案の実施を一ヶ月繰り上げて、補正財源の一部を調達する窮余の手段をとつたのであります。その不用意まさに笑うにたどるものがあります。本年度の增收七十四億円の六五%に相当するこの人件費の膨張によつて、サービスの改善、近代化の推進等の諸計画が一齊に後退することは必至であります。政府がいかに強弁しようと、五ヵ年安定計画は本改正案の実施に先立つてすでにくずれ去つたのであります。

もすなわち政府の責任でござります。政府は何をおいてもこれが解消をはらねばなりません。選配の最大のネックは要員の不足と局舎の陥落であります。昭和二十六年度と昭和三十五年年度を比較してみると、物数の七四%増にあります。要員はわずかに七%増であります。すなわち、十年間に郵便物が二十億三千四百万通増加したのにに対し、要員は五千四百九十九人の増加であります。まして、一年についてわずかに五百五十名にすぎません。これがために時間短縮を外勤務が常態となつてゐるが、業務の運行はまことに困難であります。これを打開し、作業の規律を維持するに加えて大型の郵便物が殺到する現状はほとんど不可能であります。要員の増加は緊急の問題であります。運行の正常化の先決条件であります。また局舎の問題も同様であります。現在在局舎狭隘のために作業の運行に支障を来たしているものが、普通局六五%, 特定局五五%となつております。特に大都市の周辺所在の郵便局舎は軒並みに極端に狭くなつて、このまでは今後ますます増大する郵便物を能率的に取扱うことは、とうていできないことになります。これら選配の先決条件の解決は、經營の安定のもとに長期の計画によつて初めて望み得るところであります。しかるに本改正案は、私が述べたたつたごとく、經營の根幹である料金政策、独立採算制、公用負担など諸問題の合理的な解決を怠り、またしても政治的措置をもつて当面を糊塗せんとするものであります。従来行なわれた改正の内容と何ら異なるところがないのであります。政府のいさるべきの

○議長(松野謙平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

本案全部を問題に供します。賛成の諸君の起立を求めます。

論は終局したものと認めます。

論を終わります。(拍手)

便事業の経営確保のために抜本的対策を講ずることを要求して、私の反対討

とはまことに明らかであります。

を伴うものであります。かかる改正案

改善、近代化施設など、新規計画はもとよりのこと、選配を解消して業務の

質疑を終え、討論、採決を行ないました。結果、昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)につきましては、そのうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約署名のための全権団派遣等に必要な経費として使用いたしました一千八百余円、及び昭和三十五年度一般会計予備費使用総調書(その1)につきましては、そのうち、三池炭鉱争議及び安保改定反対闘争等に伴う警備活動に必要な経費として使用した三回にわたる合計五億四千九百余円は、多數をもつて承諾をして、その他は全会一致をもつて承諾をすべきものと決しました。なお、その他他の五件につきましては、いずれも全会一致をもつて承諾をすべきものと議決した次第であります。

以上をもつて報告を終わります。

(拍手)

○議長(松野謙平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)及び昭和三十五年度一般会計予備費使用総調書(その1)全部を問題に供します。両件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野謙平君) 過半数と認めます。よって両件は承諾することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって五件は承諾することに決しました。
次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十一分散会

出席者は左の通り。

議員	副議長	松野 鶴平君
杉山 呂作君	村山 道雄君	
谷口 麗吉君	森 八三一君	
柏原 ヤス君	小平 芳平君	
田中 清一君	櫻井 志郎君	
稻浦 鹿藏君	大泉 寛三君	
大竹平八郎君	鈴木 恒一君	
白井 勇君	佐藤 芳男君	
吉江 勝保君	奥 むめお君	
辻 武壽君	苦米地英俊君	
田中 啓一君	山本 米治君	
天坊 裕彦君	市川 房枝君	
堀 末治君	藤野 繁雄君	
村上 啓一君	北條 勘八君	
千田 正君	太田 正孝君	
笠森 順造君	三六君	
杉原 荒太君	太田 進君	
山本 杉君	谷村 貞治君	

天埜	良吉君	島畠徳次郎君	岸田	米田	正文君
北畠	教真君	大谷藤之助君	鍋島	金丸	幸雄君
川上	為治君	石谷 憲男君	佐野	富夫君	正利君
仲原	善一君	前田佳都男君	中野	上原	廣君
小幡	治和君	武藤 常介君	野本	品吉君	直紹君
後藤	義隆君	宮澤 喜一君	谷口	三郎君	文門君
杉浦	武雄君	林屋龜次郎君	新谷寅三郎君	正吉君	惠吉君
西郷吉之助君	太内 四郎君	寺尾 豊君	紅露 みづ君	佐野	勝侯
太内	四郎君	大野木秀次郎君	石原幹市郎君	中野	手島
斎藤	昇君	西田 信一君	吉武 恵市君	増原	鍋島
林屋龜次郎君	本島 義夫君	植垣弥一郎君	小林 英三君	勝侯	德永
寺尾	豊君	安部 清美君	野村吉三郎君	手島	岸田
太内	四郎君	河野 謙三君	田中 茂穂君	斎藤	米田
斎藤	昇君	松村 秀逸君	井川 伊平君	佐野	北畠
林屋龜次郎君	本島 義夫君	塙見 俊二君	鹿島 俊雄君	中野	川上
寺尾	豊君	大谷 賢雄君	青田源太郎君	斎藤	仲原
太内	四郎君	加藤 武徳君	堀本 宜実君	増原	小幡
斎藤	昇君	小沢久太郎君	平島 錬三君	佐野	後藤
林屋龜次郎君	本島 義夫君	大谷 賢雄君	古池 信三君	中野	杉浦
寺尾	豊君	高橋 道太郎君	井上 清一君	斎藤	西郷吉之助君
太内	四郎君	高橋進太郎君	高橋 道太郎君	増原	前田佳都男君
斎藤	昇君	小山邦太郎君	重宗 雄三君	佐野	武雄君
林屋龜次郎君	本島 義夫君	津島 寿一君	郡 祐二君	中野	義隆君
寺尾	豊君	千葉千代世君	野上 元君	斎藤	廣君
太内	四郎君	木村篤太郎君	鹿島守之助君	佐野	廣君
斎藤	昇君	大森 創造君	津島 寿一君	中野	廣君
林屋龜次郎君	本島 義夫君	千葉千代世君	野上 元君	斎藤	廣君

山本伊三郎君	横川正市君	鈴木光三君	小柳勇君
森元治郎君	阿部竹松君	伊藤壽君	鈴木強君
岡村文四郎君	大河原一次君	松永重政	大川忠二君
剣木亨弘君	龜田得治君	加瀬庸徳君	西川甚五郎君
阿具根登君	小笠原三男君	鈴木完君	鈴木壽君
湯澤三千男君	高田なほ子君	西川甚五郎君	鈴木顯道君
清澤俊英君	木村禎八郎君	吉田碩哉君	伊藤碩哉君
岩間正男君	須藤大矢	井野法晴君	鈴木法晴君
相澤正男君	北村暢君	小林孝平君	鈴木孝平君
久保正君	基政七君	野坂參三君	鈴木參三君
相馬正君	田畑正君	森中敦君	鈴木敦君
相澤重明君	須藤正君	米田守義君	鈴木守義君
田畑金光君	金光君	永末英一君	鈴木英一君
久保等君	助治君	安田敏雄君	鈴木敏雄君
相馬繁夫君	繁夫君	天田友敬君	鈴木友敬君
重盛隆君	幡治君	戸叶光治君	鈴木光治君
岡田三郎君	壽治君	佐多勝正君	鈴木勝正君
近藤益君	信一君	藤原清一君	鈴木清一君
江田常子君	三郎君	羽生忠隆君	鈴木忠隆君
赤松常子君	常子君	千葉道子君	鈴木道子君
國務大臣	國務大臣	植木庚子郎君	鈴木庚子郎君
郵政大臣	郵政大臣	小金義照君	鈴木義照君
建設大臣	建設大臣	中村梅吉君	鈴木梅吉君
自治大臣	自治大臣	安井謙君	鈴木小虎君
國務大臣	國務大臣	追水久常君	鈴木久常君

政府委員	總理府総務副長官	佐藤 朝生君
大蔵政務次官	田中 茂穂君	覺君
厚生政務次官	安藤 砂原	格君
通商産業政務次官	福家 俊一君	
運輸政務次官	若狭 得治君	
運輸省海運局次長	板野 学君	
郵政省郵務局長		

附帯決議

市町村立高等學校の定期制課程における教員に対する初任給調整手当については、その他の諸手当等と関連し、給与体系本来のあり方等から諸種の問題もあるので、早急に検討されるべきである。

審査報告書

社会福祉施設職員退職手当共済法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年四月二十六日

社会労働 委員長 吉武 恵市
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、社会福祉施設を經營する社会福祉法人その他の者が、社会福祉事業振興会と退職手当共済契約を締結することによつて、その職員について、退職手当共済制度を創設しようとするもので、妥当な措置と認める。

審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年四月二十七日

商工委員長 刈木 亨弘
参議院議長 松野鶴平殿

当な措置と認めた。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、企業化が著しく困難な新技術の開発を効率的に行ない、その成果を普及するため、從来その業務を行なつてきた理化学研究所の開発部を分離独立させ、「新技術開発事業団」を設立しようとするものであつて、國產技術振興の必要性にかんがみ、適当な措置と認めた。

二、費用

本法施行のため必要な費用として、昭和三十六年度一般会計予算に新技術開発機関出資に必要な経費として政府出資金三億円が計上されている。

審査報告書

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年四月二十八日

社会労働 委員長 吉武 恵市
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、引揚者給付金及び遺族給付金の支給対象者を拡大し、消滅時効を一年延長しようとするとするもので、妥当な措置と認められる。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年四月二十七日

商工委員長 刈木 亨弘
参議院議長 松野鶴平殿

当な措置と認めた。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しないが、昭和三十六年度一般会計予算に重要技術共同開発研究費補助一億五千万円が計上されている。